

殺菌剤
ブラシフロアブル
フェリムゾン・フサライド水和剤

令和3年3月10日付けで以下の適用拡大が登録されました。

【変更内容】

- ・作物名「稲」に使用方法「空中散布」および「無人航空機による散布」を追加する。
- ・作物名「稲」の適用病害虫名「ごま葉枯病」「穂枯れ(ごま葉枯病菌)」「褐条病」「変色米(カーブラリア菌)」「変色米(エピコッカム菌)」「変色米(アルタナリア菌)」「稲こうじ病」「内穎褐変病」「もみ枯細菌病」「墨黒穂病」の希釈倍数に「300倍」を追加し、使用方法を「散布」とする。

【追加部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェリムゾンを含む農薬の総使用回数	フサライドを含む農薬の総使用回数
稲	いもち病	300倍	25L/10a	収穫7日前まで	2回以内	散布	2回以内	3回以内
	ごま葉枯病	1000倍	60~150L/10a					
	穂枯れ(ごま葉枯病菌)					30倍		
	褐条病	8倍	800mL/10a					
変色米(カーブラリア菌)								
変色米(エピコッカム菌)								
変色米(アルタナリア菌)								
稲こうじ病								
内穎褐変病								
もみ枯細菌病								
墨黒穂病								

次頁へ続く

前頁より続く

使用上の注意事項の変更

【追加事項】

- ・本剤を空中散布及び無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
 - ①各散布機種の散布基準に従って実施すること。
 - ②少量散布の場合は、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
 - ③無人航空機による散布にあつては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ④散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ⑤散布薬液の飛散によって自動車やカラートタンの塗装等に影響を与えないよう、散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑥作業終了後は次の事項を守ること。
 - 1) 使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
 - 2) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
 - ⑦水源池、飲料用水等に本剤が飛散、流入しないように十分注意すること。

使用上の注意事項などについては、製品に貼付されているラベルを参照のこと。

住友化学株式会社